

## 多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）第4条及び第15条第1項の規定により競争入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「有資格業者」という。）に対し、指名停止を行う場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この措置基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市発注工事等

市が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量又は設計の業務（以下「建設関連業務」という。）をいう。

(2) 市発注業務

市が発注する全ての業務をいう。

(3) 一般工事等

市発注工事等以外の宮城県内の公共機関が発注した建設工事等をいう。

(4) 代表役員等

有資格業者である個人、法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書をした役員を含む。）、専務取締役以上である者及び代表権のない取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、理事長等をいう。

(5) 一般役員等

代表役員等以外の代表権を有しない役員等で会計参与、監査役、執行役員、常務取締役及び取締役等並びに支店長、営業所長等をいう。

(6) 使用人

代表役員等及び一般役員等以外の者をいう。

(7) 暴力団

多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年多賀城市告示第116号。以下「入札暴排要綱」という。）第2条第4号に規定する暴力団をいう。

(8) 暴力団員等

入札暴排要綱第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。

（指名停止）

第3条 市長は、有資格業者が別表の各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実を認知したときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者（以下「指名停止業者」という。）を競争入札に参加させ、又は指名してはならない。

3 市長は当該指名停止業者を現に競争入札に参加させ、又は指名しているときは、落札決定前にあつては当該競争入札を無効とし、又は当該指名を取り消すものとする。

4 市長は、落札決定した有資格業者が契約締結前に指名停止となった

場合は、当該契約を締結しないものとする。

5 指名停止の開始日は、市長が定める日とする。

6 指名停止の期間は、事案ごとに3年を超えることができない。

7 市長は、有資格業者が別表の措置要件の欄に掲げる事項のいずれかに該当する事実を知ったときは、指名停止を行うまでの間、当該有資格業者の指名を回避するものとする。

(下請負人及び共同企業体に対する指名停止)

第4条 市長は、前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行う場合において、当該共同企業体の有資格業者である構成員について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。ただし、共同企業体の構成員の責任体制が、協定書で区分されている分担型の共同企業体で明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる構成員についてはこの限りでない。

3 市長は、指名停止業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 前条第2項から第6項までの規定は、第1項から第3項までの規定

により行う指名停止について準用する。

(指名停止の期間の特例等)

第5条 有資格業者が一の事案により別表の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに措置したと想定した場合の期間のうち、最も長いものをもって、指名停止の期間とする。

2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の指名停止の期間は、該当しなかったと想定した場合の期間に、それぞれ別表各項に定める短期を加算した期間とする。

(1) 別表各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第10項から第16項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第10項から第16項までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があった場合、又は極めて重大な結果を生じさせた場合には、当該悪質な事由又は重大な結果がなかったと想定した場合の指名停止期間の2倍の期間まで延長することができる。

4 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由があると認める場合には、当該特別の事由がなかったと想定した場合の指名停止の期間の2分の1の期間まで短縮することができる。この場合において、1か月の2分の1の期間は15日とする。

- 5 市長は、指名停止業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、第3項及び第4項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前項の規定に基づき当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
- 7 市長は、有資格業者が、過去に有資格業者でない時点において、別表各項の措置要件に該当した場合、又は措置要件に該当する行為が、過去に有資格業者であった期間のものであることが明らかとなったときは、当該措置要件により想定される指名停止の期間の範囲内において、新たに有資格業者となった時点から指名停止を行うことができる。
- 8 市長は、指名停止業者について、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。
- 9 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）に規定する課徴金減免制度が適用された場合（課徴金減免申請を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条の2第15項の規定による通知がなされた場合を含む。）であって、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。
- 10 本市に対し、市発注工事等に係る次の各号の全てを満たす談合等に係る情報を提供したことが有力な手掛かりとなり、有資格業者が別

表第16項又は第18項に該当するに至ったものと市長が認める場合においては、当該情報提供者が属する有資格業者に限り、指名停止の期間を当該市長の承認がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。ただし、情報提供者が属する有資格業者が談合を強要するなど主導的に談合等に関わっていた場合は、この限りではない。

(1) 公知の情報でない新たな情報であること。

(2) 談合等の事実を裏付ける客観的な証拠となり得る情報が提供されていること。

(3) 公正取引委員会や警察等による調査が公知となっている事実に係る情報でないこと。

(指名停止の承継)

第6条 指名停止業者から、合併、会社分割、又は営業譲渡等の組織変更により、当該指名停止業者の業務を承継した有資格業者は、当該指名停止の措置を承継するものとする。

2 指名停止措置要件に該当する行為後に、合併、会社分割、又は営業譲渡等により組織変更となった場合は、当該行為を行った業務を承継した有資格業者に、指名停止を行うものとする。

(事故等の報告)

第7条 建設工事等を所掌する部長（教育部長を含む。以下同じ。）は、有資格業者が別表の事故等に基づく措置基準に該当すると認めるときは、建設工事事故等発生報告書（様式第1号）により速やかに市長に報告しなければならない。

(指名停止等の通知)

第 8 条 市長は、指名停止を行うときは建設工事等指名停止通知書（様式第 2 号）、指名停止の期間を変更するときは建設工事等指名停止変更通知書（様式第 3 号）、指名停止を解除するときは建設工事等指名停止解除通知書（様式第 4 号）により、当該有資格業者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じて、当該有資格業者から改善措置について報告を求めることができる。

3 総務部長は、市長が第 1 項の規定により当該有資格業者に対し通知をしたときは、建設工事指名停止等通知書（様式第 5 号）により、建設工事等を所掌する部長に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第 9 条 市長は、指名停止業者を相手方として、随意契約を締結してはならない。ただし、大規模災害時の応急復旧工事（当該指名停止業者を排除することが、応急復旧に後れを生じさせ、より大きな公益を阻害するなど極めて緊急性が高い場合に限る。以下同じ。）や当該指名停止業者にしかできない特殊な技術等を要する場合等、真にやむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請負等の禁止）

第 10 条 市長は、指名停止業者が、市発注工事等を下請負し、又は市発注工事等の完成保証人となることを承認してはならない。ただし、

下請負において、大規模災害等の応急復旧工事や当該指名停止業者にしかできない特殊な技術等を要する場合等、真にやむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、指名停止の措置までには至らない事案で、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。

(工事請負等に関する以外の有資格業者の指名停止)

第12条 工事請負に係る登録業者以外の有資格業者に対する指名停止については、この基準を準用する。

(選定委員会への付議)

第13条 市長は、第3条第1項及び第4条第1項から第3項の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、同条第6項若しくは第7項の規定により指名停止を新たに行うとき、同条第8項の規定により指名停止を解除しようとするとき、第9条ただし書の規定により随意契約の相手方として承認しようとするとき又は第10条ただし書の規定により下請負いを承認しようとするときは、多賀城市工事請負業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の議に付すものとする。ただし、災害時の応急復旧工事等の特例な事由により、選定委員会を開くことができない場合は、この限りでない。

(指名停止の公表)

第14条 市長は、第3条第1項及び第4条第1項から第3項までの規



定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項若しくは第7項の規定により指名停止を新たに行った場合は、当該登録業者名等について公表するものとする。

(委任)

第15条 この基準に定めのない事項については、総務部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の多賀城市有資格業者に対する指名停止基準の適用については施行日以後に起きた措置要件について適用することとし、同日前に起きた措置要件については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

措置要件	期間
<p>（虚偽記載等）</p> <p>1 市発注の入札手続及び入札参加登録において、次の各号に該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>（1）市発注工事等の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認申請書資料その他の契約前の調査資料又は本市と締結した契約に係る低入札価格の工事等において、履行確認回答書その他関係資料に虚偽の記載をしたと認められるとき。</p> <p>（2）市の入札参加登録に当たり、虚偽の記載により登録業者となったとき。</p>	<p>1か月以上9か月以内</p> <p>24か月</p>
<p>（過失による粗雑工事等）</p> <p>2 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められる場合において、次の各号に該当し、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）となったとき（契約不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>（1）修補が不可能なとき。</p>	<p>5か月以上9か月以内</p>

<p>(2) 完成検査で不合格とされ修補を要したとき、 又は引渡し（部分引渡しを含む。）後に契約不適合が判明し、工事執行者（市長又はその委任を受けて工事に関する契約を締結し、執行する者）から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。</p> <p>(3) 施工中に、契約不適合が判明したとき。</p>	<p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3ヶ月以内</p>
<p>3 本市以外の公共機関が発注した一般工事等（施工現場が県内のものに限る。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上3ヶ月以内</p>
<p>（故意による粗雑工事等）</p> <p>4 市発注工事等の施工に当たり、故意に工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>2 4 か月</p>
<p>（工事成績不良）</p> <p>5 本市発注工事の施工又は契約の履行において、多賀城市工事成績評定実施要領による工事成績評定結果通知書の評価点が59点以下のとき。</p>	<p>3 か月</p>
<p>（契約違反等）</p> <p>6 市発注工事等の施工にあたり、次の各号に該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	

<p>(1) 受注者の事由により契約解除になったとき。</p> <p>(2) 関係法令に抵触する事実が判明したとき。</p> <p>(3) 履行遅延となったとき。</p> <p>(4) 多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年多賀城市告示第116号）別表の措置要件のいずれかに該当したとき。</p> <p>(5) その他、契約違反行為が判明したとき。</p>	<p>7か月以上12か月以内</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>4か月以上6か月以内</p> <p>4か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約不締結)</p> <p>7 市発注工事等において、落札決定したにもかかわらず、工事等の契約を締結しなかったとき。</p>	<p>3か月以上9か月以内</p>
<p>(再度の警告)</p> <p>8 市発注工事等において、書面による警告を受けた日から1年を経過するまでの間に、警告すべき事由が発生したとき。</p>	<p>1か月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>9 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められ、次の各号に該当したとき。</p> <p>(1) 受注者若しくは工事関係者が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起され、又は送検されたとき。</p>	<p>2か月以上9か月以内</p>

<p>(2) (1)のほか安全管理の措置が不適切であったとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>10 県内における工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、受注者若しくは工事関係者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>11 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、次の各号に該当したとき。</p> <p>(1) 受注者若しくは工事関係者が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起され、又は送検されたとき。</p> <p>(2) (1)のほか安全管理の措置が不適切であったとき。</p>	<p>1か月以上5か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>12 県内における工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、受注者若しくは工事関係者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>1か月以上2か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p>	

<p>13 次の各号のいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 有資格業者が暴力団又は暴力団員等であるとき。</p>	24か月
<p>(2) 有資格業者又はその役員等（入札暴排要綱別表第2号に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情ある者を含む。）であるとき。</p>	24か月
<p>(3) 有資格業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等の威力を利用したと認められるとき（有資格業者の使用人が当該有資格業者の業務として行った行為は、当該有資格業者が行った行為とみなす。以下この項において同じ。）。</p>	24か月
<p>(4) 有資格業者又はその役員等が、暴力団等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	24か月
<p>(5) 有資格業者又はその役員等が、暴力団等と社</p>	24か月

<p>会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(6) 有資格業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引し、又はこれを不当に利用していると認められるとき。</p> <p>(7) 有資格業者の役員等又は有資格業者の使用人が、業務に関して暴力的不法行為等を行ったと認められるとき。</p>	<p>24か月</p> <p>6か月以上12か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>14 次の各号に掲げる者が、多賀城市職員（市長、その他の特別職の職員を含む。）及び多賀城市議会議員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>22か月以上24か月以内</p> <p>19か月以上21か月以内</p> <p>12か月以上18か月以内</p>
<p>15 次の各号に掲げる者が、県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>18か月以上20か月以内</p> <p>15か月以上17か月以内</p> <p>8か月以上14か月以内</p>

<p>16 次の各号に掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>14か月以上16か月以内</p> <p>11か月以上13か月以内</p> <p>4か月以上10か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>17 次の各号において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(1) 市発注業務</p> <p>(2) 県内の業務</p> <p>(3) 県外の業務</p>	<p>16か月以上24か月以内</p> <p>12か月以上20か月以内</p> <p>8か月以上16か月以内</p>
<p>18 次の各号において、独占禁止法第19条に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注業務</p> <p>(2) 県内の業務</p> <p>(3) 県外の業務</p>	<p>6か月以上8か月以内</p> <p>4か月以上6か月以内</p> <p>2か月以上4か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害等)</p> <p>19 次の各号に掲げる者が、市発注業務において、公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項</p>	



<p>に該当する場合)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に該当する場合)又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>24か月</p> <p>20か月</p> <p>16か月</p>
<p>20 次の各号に掲げる者が、県内の業務において、公契約関係競売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>20か月</p> <p>16か月</p> <p>12か月</p>
<p>21 次の各号に掲げる者が、県外の業務において、公契約関係競売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p>	<p>16か月</p>

<p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>1 2 か月</p> <p>8 か月</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>22 次の各号において、有資格業者である個人若しくは使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市発注工事</p> <p>(2) 県内の工事</p> <p>(3) 県外の工事</p>	<p>1 か月以上14か月以内</p> <p>1 か月以上12か月以内</p> <p>1 か月以上10か月以内</p>
<p>23 次の各号において、建設業法に違反し、監督処分がなされたとき（市発注工事以外に係る指示処分は除く。）。</p> <p>(1) 市発注工事</p> <p>(2) 県内の工事</p> <p>(3) 県外の工事</p>	<p>1 か月以上12か月以内</p> <p>2 か月以上8か月以内</p> <p>1 か月以上5か月以内</p>
<p>(廃棄物処理法違反行為)</p> <p>24 次の各号において、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使</p>	

<p>           用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。            (1) 市発注業務            (2) 県内の業務            (3) 県外の業務         </p>	<p>           12か月以上24か月以内            6か月以上18か月以内            1か月以上12か月以内         </p>
<p>           (不正又は不誠実な行為)  <b>25</b> 別表1及び前各項に掲げる場合のほか、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が、次の各号に該当する不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。            (1) 業務に関して法令違反（他の措置要件に該当する場合を除く。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。            (2) 建設工事及び建設関連業務に関して法令に違反し、所管行政庁から行政処分を受けたとき（第24項に掲げる場合を除く。）。            (3) 次の各号において、その他、業務に関して不正又は不誠実な行為が認められるとき。            ア 市発注工事         </p>	<p>           1か月以上12か月以内            1か月以上12か月以内            3か月         </p>

<p>イ 県内の工事</p> <p>ウ 県外の工事</p>	<p>2 か月</p> <p>1 か月</p>
<p>26 別表及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>